

「原発60年超」法が成立

運転延長 具体的基準は未定

原発の運転期間の延長を含む「GX脱炭素電源法」が31日、参院本会議

で自民、公明、日本維新の会、国民民主の各党の賛成多数で可決、成立した。2011年の東京電力福島第一原発事故を機に運転期間を最長60年に制限したが、これを超えて運転できるようになる。延長の具体的な要件が定まっていないなど課題は残る。▽6面▽経産省がルール、24面▽坂本龍一さんと踏ん張る

公明党も賛成し、安全規制の柱として導入された経緯がある。

今回の改正は、原則40年の資格は維持しつつ、規制委の審査や裁判所の命令などで停止した期間を運転期間から除外することでは延ばす。除外期間が10年間なら、運転開始から70年まで動かせる。ただ、どの範囲を除外期間と認定するかは法律で示されていない。今後、経済産業省が具体的な基準をつくる。電力会社の過失や責任で審査や工事が滞った期間も含まれる可能性がある。運転延長の認可は、安全性ではなく、利用政策

の観点から経産相が判断する。電力の安定供給につながるか▽脱炭素へ貢献するか▽電力会社が自主的に安全性の向上や防災対策について努力しているか――を審査する。

一方、安全性は規制委が確認する。運転開始から30年を起点とし、10年を超えない期間ごとに設備の劣化具合を審査する規定を設けた。審査を通らなければ、経産相は延長を認可できない。

原子力の「憲法」とされる原子力基本法も改正し、原発の活用に必要な措置をとることを「国の責務」と位置づけた。

(岩沢志氣)